

最高裁秘書第860号

令和8年3月16日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和8年3月9日に答申（令和7年度（最情）答申第6号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（最情）諮問第21号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年8月12日（令和7年度（最情）諮問第21号）

答申日：令和8年3月9日（令和7年度（最情）答申第66号）

件名：裁判所職員向けポータルサイトのトップ画面を印刷した文書の一部不開示
の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「courtsポータルサイトのトップ画面を印刷した文書（最新版）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「courtsポータルサイトのトップ画面」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年4月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

courtsポータル（以下「本件サイト」という。）とは、裁判所職員向けの内部用ポータルサイトであるところ、本件対象文書のうち不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、本件サイトに関する画面の遷移や保持している機能、システム操作、プログラムの挙動等が分かる情報が記載されている。本件不開示部分の情報は、これを公開することにより、本件サイトのシ

システム構成が推測され、サイバー攻撃（システム上及び運用管理上）の糸口等を推測することが可能となることも考えられ、情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持に支障が生じるほか、本件サイトになりすましたサイトの作成を可能にするなど、裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に定める不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年8月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年1月16日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年2月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書の見分結果によれば、本件不開示部分には、本件サイトに関する画面の遷移や保持している機能、システム操作、プログラムの挙動等をうかがわせる情報が記載されていると認められる。そのため、本件不開示部分を公にすることにより、本件サイトのシステム構成が推測され、サイバー攻撃の糸口等を推測することが可能となること、それにより情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持に支障が生じることや、本件サイトになりすましたサイトの作成を可能にするなど、裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼす危険性が高まることは否定できない。そうすると、本件不開示部分に記載された情報は、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報（法5条6号）に相当するものと認められる。
- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕